

## 国民健康保険についてのお知らせ

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 国保年金課 ①について ☎214、②について ☎835

### ① 入院時食事療養費および入院時生活療養費の標準負担額の変更

入院中の食事代については、自己負担（標準負担額）が必要ですが、その負担額が6月から変更になります。また食事療養費の変更に伴い、生活療養標準負担額も変更になります。

入院時食事療養費および入院時生活療養費の食事代（入院中の食事代）		1食あたりの負担額	
		5月31日まで	6月1日以降
一般（住民税課税世帯）		460円	490円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円	230円
	90日を超える入院 （過去12カ月の入院日数）	160円	180円
低所得者Ⅰ		100円	110円

※生活療養標準負担額は、左の表の金額に1日につき、370円が加算されます。

※住民税非課税世帯の方は、標準負担額減額認定証を医療機関に提示することで、左の表の負担額となります。標準負担額減額認定証の発行には申請が必要です。なお、マイナ保険証を利用する場合は、申請は不要です。ぜひご利用ください。



### ② 国民健康保険税の改定

関係法令や県が定めた埼玉県国民健康保険運営方針などを踏まえ、令和6年度以降の国民健康保険税を改定しました。

#### 課税限度額の改定

医療給付費分	65万円
後期高齢者支援金等分	22万円
介護納付金分	17万円
合計	104万円

#### 軽減判定所得基準額の改定

国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準額を引き上げます。

#### 産前産後期間の国民健康保険税の免除

2月以降に出産した国民健康保険被保険者の国民健康保険税が4月から一部免除されます。免除を受けるには、原則申請が必要です。

- 対象者** 令和6年2月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険被保険者
- 免除期間** 出産日または出産予定日の属する月の前月から4カ月間  
※多胎妊娠の場合は、出産日または出産予定日の属する月の3カ月前から6カ月間
- 免除額** 令和6年4月以降の免除期間相当分の均等割額および所得割額

※なお、限度額超過世帯の場合、免除適用しても減額にならない可能性があります。

## 市民活動スペースの貸し出し

7月1日から市役所内の市民活動スペース（多目的室・栄養指導室・保健指導室・サークル広場）の貸し出しを行います。7月分の予約受付は6月1日から開始します。予約を希望する方は、空き状況を電話で確認のうえ、窓口で申請してください。なお、詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問 アセットマネジメント推進課 ☎470

#### ① 多目的室

鏡や音響設備があり、軽運動やダンス、体操などに利用ができます。



多目的室

#### ④ サークル広場

イベントなどに利用ができる屋外スペースです（スケートボード、球技、大きな音の出るものは禁止）。



サークル広場

#### ② 栄養指導室

料理ができる設備や手元撮影カメラがあり、料理教室や調理実習などの利用に適しています。



栄養指導室

#### ③ 保健指導室

机や音響設備があり、会議や打ち合わせ、セミナーなどに利用ができます。



保健指導室

#### 使用料

	午前9時～ 正午	午後1時～ 5時	午後5時30分～ 8時30分	午前9時～ 午後8時30分
①	1,200円	1,600円	1,200円	3,600円
②	1,200円	1,600円	1,200円	3,600円
③	1,200円	1,600円	1,200円	3,600円
④	1,500円	2,000円	1,500円	4,500円

※休日の貸し出しは午前9時から午後5時まで  
※市民活動スペースの申請方法などについて、意見を募集しています。詳しくは、7面をご覧ください。